

平成 27(2015)年 3 月 日

明石市長 泉 房 穂 様

「 意 見 申 出 書 」(案)

明石市特別職報酬等審議会  
会 長 佐々木 弘

みだしのことにつきまして、次のとおり、意見の申し出を行います。

1 はじめに

本審議会は、これまで、市長をはじめとする常勤の特別職及び議員の報酬等のあり方について、公正で公平な立場から、審議を行い、意見の申し出を行ってきました。

加えて、本年度においては、本審議会の所管事項ではありませんでしたが、市長から、非常勤の行政委員会委員の報酬のあり方について、意見の取りまとめの依頼を受け、慎重な調査・審議等を行い、報酬の水準及び支給形態に係る意見の申し出を行ったところです。

このたびの本審議会については、前委員の任期満了に伴い、新たな公募委員を加え、引き続き、より市民目線で、一層公正かつ公平な立場から、各種資料に基づき、可能な限り様々な観点で、慎重に審議等を行った結果、特別職の報酬等について、次のとおり、申し出を行うこととします。

2 これまでの答申の概要

これまでの審議会においては、本市一般職の給料月額等の改定状況及び本市の財政状況並びに他都市との比較、民間企業の給与等の状況、社会経済情勢、そして市民目線など、できるだけ幅広く検討のうえ、適正な報酬等の水準につ

いて、答申を行ってきました。

(1) 市長をはじめとする常勤の特別職

① 給料月額

一般職の最高位である部長級職員の給料月額改定率を参考に、財政状況等他の要素も加味して改定率を決定しています。

② 退職手当

一般職のように、国家公務員に準拠するといった基準はありませんが、他都市等との相対的な均衡により判断することが適当であると考え、県下で最も低い兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合に準じて決定しています。

(2) 議員の報酬月額

部長級職員との年収ベースでの均衡を考慮の上、常勤の特別職の改定に準じて決定しています。

3 今回の審議にあたっての基本的な考え方

このたび、特別職の報酬等を審議するにあたり、公平・公正な立場で、適正な額等を検討していくため、まず、これまでの審議会において、基本的な考え方としてきました特別職の報酬等の決定にかかる三つの原則について、次のとおり、改めて確認しました。

(1) 「職務責任原則」

特別職の報酬等は、その職務の性格及び責任の度合いに対応したものであること

(2) 「均衡原則」

当該地方公共団体における一般職や他の地方公共団体における相応の特別職と比較して、均衡を失しないものであること

(3) 「状況原則」

物価や賃金等の社会経済情勢の変動にも配慮し、十分妥当なものであること

#### 4 審議内容

本審議会においては、特別職の報酬等の決定にかかる上記の三つの原則を踏まえた、現状の各種データの調査及び検討等を行いました。

##### (1)「職務責任原則」

従前どおり、本市の市長をはじめとする常勤の特別職の給料月額及び議長、副議長及び議員の報酬月額について、それぞれの職責に応じた格差となっています。

##### (2)「均衡原則」

###### ① 本市一般職との均衡

###### ア 給料月額

本年度の人事院勧告を踏まえ、部長級職員の給料月額については、平均0.09%の引き上げを行っています。

また、部長級職員の平均年収と議員の年収を比較すると、部長級職員の平均年収については、議員の年収を0.28%上回っている状況にあります。

###### イ 給与制度の総合的見直し

本年度の人事院勧告にあった給与制度の総合的見直しについては、地域別及び年齢階層別の民間との較差是正を図るため、給料月額を平均2%引き下げるとともに、本市の地域手当の支給率について、3年をかけて、3%から6%へ、段階的に引き上げることを、主な内容としています。

なお、本市では、給与制度の総合的見直しの実施を1年先送りすることとし、実施するまでの間、給与水準(ラスパイレス指数)及び人件費抑制効果面での国との均衡を図るため、平成28年1月の定期昇給を、原則、停止することとしています。

また、国においては、給与制度の総合的見直しを実施するものの、平成28年1月では、若年層を中心として、平均1号給程度の定期昇給があります。

これらのことにより、本市では、ラスパイレス指数引き下げのため、本年1月に行いました定期昇給の半減措置について、平成28年1月において、1号給を復元することとしています。

## ウ 地域手当

本市では、平成24年度から5年間をかけて、それまでの地域手当の支給率である10%から、平成28年度を7.5%として、毎年度△0.5%ずつ引き下げています。

なお、この地域手当の引き下げについては、平成24年における市長等の特別職及び議員の報酬等の引き下げ改定に反映済みです。

## ② 他の地方公共団体との均衡

### ア 兵庫県下各市との均衡

市長の給料月額、兵庫県下29市中、上位9位となっており、期末手当（ボーナス）を含めた年間支給額で8位、退職手当を含めた任期分の総支給額ベースでは7位となっています。その他の常勤の特別職については、総支給額ベースで、副市長は7位、教育長は7位、公営企業管理者は6位、常勤監査委員は5位となっています。

また、議員の場合は、報酬月額は6位、期末手当を含めた年間支給額では6位となっています。

なお、概ね、前年度と順位の変動はありません。

### イ 全国類似団体との均衡

全国の地方公共団体中、本市と人口規模及び産業構造が類似した団体は、「特例市」という区分で類型化されます。

市長の給料月額は、全国の特例市40市中、上位11位となっており、期末手当を含めた年間支給額で8位、退職手当を含めた任期分の総支給額ベースでは19位となっています。その他の常勤の特別職については、総支給額ベースで、副市長は13位、教育長は20位、公営企業管理者は17位、常勤監査委員は16位となっています。

また、議員の場合は、報酬月額は8位、期末手当を含めた年間支給額では9位となっています。

なお、概ね、前年度と順位の変動はありません。

## (3) 「状況原則」

### ① 社会経済情勢

我が国の経済の最近の動向は、平成27年2月の国の月例経済報告によ

りますと、景気は、個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクがあるものの、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるところであり、現下の経済状況は少し明るい兆しが見えはじめているものの、先行きは不透明であるという状況にあります。

## ② 本市の財政状況

本市の財政状況は、収入面では、市税や地方交付金などの歳入が伸び悩む一方、歳出面では、少子高齢化の影響などにより福祉関係経費が増加しているほか、阪神・淡路大震災の市債発行に伴う公債費が高い水準で推移してきたことにより、非常に厳しい状況にあります。

そうしたなか、本市は事務事業の廃止や見直しをはじめ、正規職員数を平成10年のピーク時から2割以上減らすなど、行政改革に取り組んできましたが、なお発生する収支不足を埋めるため、市の貯金である基金を毎年取り崩す状況が続いており、平成7年度のピーク時には174億円あった基金残高は平成25年度末には74億円にまで減少しています。

ただし、基金残高については、平成21年度末が69億円、平成22～24年度末が70億円、平成25年度末が74億円、平成26年度末見込みが75億円と増加しており、直近の数年間においては、収支の均衡が図られております。

今後の収支見込みにつきましては、中心市街地活性化の核事業である明石駅前南地区市街地再開発事業、中学校給食の実施、土地開発公社の廃止に伴う借入金の返済などの支出があることから、平成32年度には財源不足を補うための基金が無くなることが推計されます。

このため、本市では、平成26年度から平成35年度までの明石市財政健全化推進計画において、「10年間での収支均衡」と「10年後の基金残高70億円を確保」を数値目標として掲げ、収支改善を図ることとしています。

特に、総人件費については、引き続き、総職員数の削減に努めるとともに、地域手当の引き下げ等による給与の適正化に取り組んでいます。

## 5 審議結果

これまでの考え方に基づいて、市長をはじめとする常勤の特別職の給料月額及び議員の報酬等の改定を考えると、下記のとおりとなります。

### (1) 市長をはじめとする常勤の特別職

#### ① 給料月額

これまでの本審議会の考え方を踏襲した場合、本年度の人事院勧告を踏まえた給与改定率である+0.09%の改定率に準じた改定を行うこととなりますが、改定率が僅少であるため、このたびは、改定を行わないことが妥当であると考えます。

#### ② 退職手当

これまでの本審議会の考え方を踏襲し、実施時期も含めて、県下で最も低い兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合の引き下げに準じて引き下げを行うことが妥当であるとの結論を得ました。

なお、兵庫県市町村職員退職手当組合の見直しについては、平成28年4月より、市長・副市長の支給割合が△100分の1、教育長・公営企業管理者の支給割合が△100分の0.5の引き下げとなり、これに準じた具体的な引き下げ内容は次のとおりとなります。

	支給割合 (現行)	引き下げ率	支給割合 (引き下げ後)
市長	100分の41	△100分の1	100分の40
副市長	100分の25	△100分の1	100分の24
教育長	100分の22	△100分の0.5	100分の21.5
公営企業管理者	100分の20	△100分の0.5	100分の19.5
常勤監査委員	100分の18.5	△100分の0.5	100分の18

### (2) 議員

これまでの本審議会の考え方を踏襲した場合、部長級職員の平均年収が、議員の年収を、僅かに0.28%上回っていますが、ほぼ均衡していることから、このたびは、改定を行わないことが妥当であると考えます。

### (3) 実施時期

今回の引き下げ内容については、平成27年4月に市長及び市会議員の選挙があることから、選挙後の新体制のもと、実施いただくことが妥当であるとの結論を得ました。

## 6 残された課題

これまでの考え方を前提にしつつ、上記のとおり、今回の「常勤の特別職の報酬等」はどうあるべきかを提言しましたが、これまでの考え方である、「職務責任原則」、「均衡原則」、「状況原則」等を総合的に考慮するとする考え方を抜本的に修正した基準が作られないかぎりには、今回の状況下で、これまでの考え方を基本的に尊重しつつ、あるべき報酬等を考えることは、現実的に止むを得ないものと言わねばなりません。

しかし、上記の提言は、これまでの審議会の席上で見られた多くの委員の発言からも明らかなごとく、現状に対するマイナーチェンジにすぎず、言わば最低限の水準のものと解されるべきものであります。

したがって、審議会としては、今後、これまでの考え方を抜本的に修正した基準づくりに取り組む必要があると考えており、次年度以降、引き続き、検討を行っていくために、このたびは、次のとおり、残された課題を整理しました。

一方、市においては、審議会の今後の取り組み内容を踏まえ、真剣に斟酌のうえ、実際に具体的な数値として、的確に反映するよう心掛けていただくよう、強くお願いします。

- (1) 報酬等を決めるルールとして、「国に準じて」とか「人事院勧告」による以外の抜本的に新しい考え方やルールを、考える必要があるのではなかろうか。
- (2) 市の財政状況や健全化計画と報酬等のあるべき値とは、どのように関係づけられるべきものか。
- (3) これと関連して、現在、本市において、ラスパイレス指数及び地域手当の引き下げの取り組みを行っていることは理解できるが、「ラスパイレス指数を100以下とすること」、「地域手当の支給率については、国の官署指定の支給率を反映することは適当ではなく、本来の本市における地域指定の支給

率である6%とすること」をあくまで目指すべきではないのか。その方向で報酬等や人件費（一般職員の）は決められなければならないのではないのか。

(4) 民間に比して、やや特異な、公務員の「現給保障」制度は止めるべきではないのか。

(5) 他の自治体との比較で言えば、やはり、本市の目指すべきものは、「特例市の平均」あたりを目指すべきと言うべきであろう。

(6) 一般職員の給与については、速やかに適正化を図るべきであるが、他方で、職員の働く意欲を殺ぐことなく、高いインセンティブを促すこと、また、技術や蓄積されたノウハウの次世代への継承等についても、心をくだすべきである。

(7) 議員の活動状況の実態について、ほとんど知られていない。現行の報酬は、本当にそれと照らして高すぎるのではないのか。市民に対し、活動状況自体を適切に公開し、透明化に努めるべきではないのか。

さらに、議員定数の削減問題も看過されるべきでなく、報酬の水準とこの問題とはセットで検討されなければならないのではないのか。

本審議会は、市長をはじめとする特別職の報酬等について、できるだけ公平・公正な立場で、慎重に審議を重ねてまいりました。

どうか、市長におかれては、本意見を真摯に受け止めていただき、最大限尊重されますことを最後にお願ひし、意見の申し出とします。

< 審議経過 >

	開催日	審議内容
第 1 回	平成 27 年 2 月 6 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長及び会長代理の選出</li> <li>・ 資料の確認及びポイント説明(事務局)</li> <li>・ 特別職及び議員の報酬等について</li> </ul>
第 2 回	平成 27 年 3 月 3 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会議員の活動状況について</li> <li>・ これまでの審議における基本的な考え方について</li> <li>・ 見直し案の検討</li> </ul>
第 3 回	平成 27 年 3 月 17 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見申出書の検討</li> </ul>

< 明石市特別職報酬等審議会委員 >

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	佐々木 弘	神戸大学名誉教授
会長代理	柴田 達三	明石商工会議所顧問
委 員	伊賀 文計	明石市医師会会長
委 員	衣笠 泰博	公募委員
委 員	澤田 瑞穎	明石市連合自治協議会顧問
委 員	高橋 一栄	公募委員
委 員	竹内 順哉	明石労働者福祉協議会会長
委 員	田中 文雄	公募委員
委 員	松原 由美子	明石市連合子ども会育成連絡協議会会長
委 員	水田 美穂	公募委員
委 員	和田 美耶子	明石市女性団体協議会会長

(敬称略、委員は 50 音順)